

(特定計量器の検定の審査基準)

特定計量器検定検査規則

(構造に係る技術上の基準)

第六条 法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（以下「構造に係る技術上の基準」という。）は、次条から第十五条の三までに定めるところによるほか、第二章から第二十六章までに定めるところによる。

(表記等)

第七条 特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。

2 特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。

3 特定計量器（表記を付することが著しく困難なものとして経済産業大臣が別に定める質量計並びに温度計、密度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を除く。）には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。

一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）又は様式第六により経済産業大臣に届け出た記号

二 当該特定計量器の製造年

三 製造番号

4 前項第二号の事項の表記にあつては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。

5 第三項第二号の事項は、令附則第五条第一項の経済産業省令で定める非自動はかり、分銅及びおもりにあつては、表記することを要しない。

6 特定計量器（タクシーメーターを除く。）の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

(計量単位)

第八条 特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十号。以下「単位規則」という。）第一条に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。

2 特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第二条に定めるものを標準とするものでなければならない。

(ヤードポンド法の表示)

第九条 単位規則第八条並びに第十一条第一項第一号及び第二号に掲げる計量器として用いられる特定計量器には、それぞれ単位規則別表第十二及び別表第十三の中欄又は下欄に掲げる表示が付されていなければならない。

(材質)

第十条 特定計量器の材料の材質は、通常の使用状態において、摩耗、変質、変形又は破損により、その性能及び器差に影響を与えるものであってはならない。

(検出部と構造上一体となった表示機構)

第十一条 非自動はかり、積算体積計、積算熱量計、最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計は、検出部と構造上一体となった表示機構を有するものでなければならない。ただし、構造、使用条件、使用状況等からみて経済産業大臣が別に定める特定計量器にあつては、検出部に近接した(必要に応じ、経済産業大臣がその範囲を定めるものにあつては、その範囲にある)表示機構を有する場合は、この限りでない。

(分離することができる表示機構)

第十二条 分離することができる表示機構であつて、当該表示機構が表示する計量値についての器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々に定める必要があると認められるものを有する特定計量器にあつては、当該特定計量器の検出部及びその分離することができる表示機構に合番号が付されていなければならない。

2 分離することができる表示機構(前項に規定するものを除く。)であつて、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものを有する特定計量器は、当該表示機構に当該特定計量器に係る法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認(以下「型式の承認」という。)を受けた型式と同一の型式に属するものであることを示す表示(型式承認表示のないものにあつては、これに類する表示)が付されているものでなければならない。

(複数の表示機構)

第十三条 二以上の表示機構を有する特定計量器は、いずれの表示機構も検定に不合格となったものであってはならない。

2 二以上の表示機構を有する特定計量器は、同一の量に対する各々の表示機構の計量値の差が次に掲げる値を超えるものであってはならない。

一 当該表示機構が表示する計量値の器差が検定公差に適合するかどうかを検出部とともに個々に定める必要があると認められる表示機構を含む二以上の表示機構 検定公差に相当する値

二 前号に掲げるもの以外のもの(分離することができる表示機構にあつては、専ら当該特定計量器とともに商品の物象の状態の量を示して販売するときに使用するものに限る。)

目量(各々の表示機構の目量が異なる場合にあつては、最小の目量)

3 二以上の表示機構を有する特定計量器であつて、令第二条の規定に適合しない表示機構を有するものには、当該表示機構が検定対象外である旨が表記されていなければならない。

(複合特定計量器)

第十四条 特定計量器は、当該特定計量器と構造上一体となっている計量器が検定に合格しない特定計量器又は有効期間の経過した検定証印若しくは法第九十六条第一項の表示（以下「検定証印等」という。）の付された特定計量器であってはならない。

2 特定計量器は、法定計量単位等以外の計量単位による表記等がある計量器と構造上一体となっているものであってはならない。

3 特定計量器以外の計量器又は令第五条に掲げる特定計量器と構造上一体となっている特定計量器には、当該特定計量器の見やすい箇所に検定対象である旨又は特定計量器でない計量器若しくは令第五条に掲げる特定計量器の見やすい箇所に検定対象外である旨が表記されていなければならない。

（封印等）

第十五条 特定計量器（日本工業規格B七六一一一二の五・二に規定する精度等級が一級の非自動はかり、皮革面積計、騒音計、令別表第二第五号に掲げる濃度計その他経済産業大臣が特に定めるものを除く。）は、器差を容易に調整することができないもの又はその性能及び器差に著しく影響を与える部分に封印がされているものでなければならない。

第十五条の二 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の設定値が容易に調整ができないもの若しくは当該タクシーメーターの承認製造事業者、承認輸入事業者又は承認外国製造事業者（法第八十九条第二項に規定する承認外国製造事業者をいう。以下同じ。）により料金計算に係る設定値が封印されているものでなければならない。

第十五条の三 タクシーメーターにあつては、運賃計算に係る記憶素子その他の記録媒体の運賃設定部に封印がされ、その封印物体が次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものでなければならない。

一 当該タクシーメーターの封印を行った製造事業者又は修理事業者があらかじめその工場、事業場又は事業所の所在の場所を管轄する都道府県知事に届け出た記号（次号において単に「記号」という。）が付されていること。

二 封印された状態が表示され、かつ、記号を表示できるものであること。

（器差及び検定公差）

第十六条 特定計量器の器差は、計量値から真実の値（基準器が表す、又は標準物質に付された物象の状態の量の値（器差のある基準器にあつては、器差の補正を行った後の値）をいう。ただし、積算熱量計にあつては日本工業規格B七五五〇（二〇一七）積算熱量計附属書のJA・六・三に規定する方法により算出する値をいう。以下同じ。）を減じた値又は、その真実の値に対する割合をいうものとし、検定公差は、タクシーメーターにあつては器差に、その他の特定計量器にあつては器差の絶対値に適用するものとする。

2 法第七十一条第一項第二号の経済産業省令で定める検定公差は、第二章から第二十六章までに定めるところによる。